

令和5年6月に公布した条例

条例番号	条例名	制定改廃等の理由及び概要	所管課名
第18号	伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>わがまち特例に係る固定資産税額の減額措置の特例割合を定めること並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行並びに地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令による地方税法施行令の一部改正及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令による地方税法施行規則の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 個人市民税関係</p> <p>ア 森林環境税の導入に係る規定の整備を図るもの</p> <p>イ 給与所得者の扶養親族等申告書について、記載すべき事項が前年と同様である場合にその記載すべき事項を簡略化できるもの</p> <p>(2) 固定資産税関係</p> <p>大規模の修繕等が行われたマンションに対する家屋に係る固定資産税額の減額措置の特例割合を定めるもの</p> <p>(3) 軽自動車税関係</p> <p>ア 特定小型原動機付自転車の税率区分を規定するもの</p> <p>イ 燃費・排ガス試験において、不正を行った自動車メーカー等に対し、納付</p>	市民税課

		不足額を負わせる特例規定について、その加算額の割合を10%から35%に引き上げるもの	
第19号	伊勢崎市立学校設置条例の一部を改正する条例	伊勢崎市立南幼稚園及び伊勢崎市立茂呂幼稚園を閉園することに伴い、改正の必要を認めたもの 【概要】 別表から伊勢崎市立南幼稚園及び伊勢崎市立茂呂幼稚園の名称及び位置に関する文言を削るもの	教育部 総務課
第20号	伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	【理由】 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免を引き続いて行うこと及び規定の整備を図ることに伴い、改正の必要を認めたもの 【概要】 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例を令和4年度末に資格を取得したこと等により令和5年4月以後に普通徴収の納期限が到来する令和4年度相当分の国民健康保険税について適用するもの	国民健康保険課
第21号	伊勢崎市介護保険条例の一部を改正する条例	【理由】 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した第1号被保険者等に係る介護保険料の減免を引き続いて行うことに伴い、改正の必要を認めたもの 【概要】	介護保険課

		<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した第1号被保険者等に係る介護保険料の減免申請書の提出期限の特例を令和4年度末に資格を取得したことにより令和5年4月以降に普通徴収の納期限が到来する令和4年度相当分の介護保険料について適用するもの</p>	
第22号	伊勢崎市体育施設条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>伊勢崎市赤堀中央グラウンドゴルフ場を設置することに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>伊勢崎市赤堀中央グラウンドゴルフ場を設置するもの</p>	スポーツ振興課
第23号	伊勢崎市福祉作業所条例及び伊勢崎市障害者就労・自立支援施設条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>厚生労働省の所管事務が内閣府との共管になることに伴う規定の整備を図るもの</p>	障害福祉課
第24号	伊勢崎市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>伊勢崎都市計画地区計画の変更及び罰則対象者の見直しに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 国領町産業団地地区の地区計画のうち、地区整備計画が定められる区域に対</p>	都市計画課

		<p>し、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、建築物に関する制限を定めるもの</p> <p>(2) 建築物の敷地面積の最低限度に係る規定に違反して建築物を建築した場合の罰則対象者を改めるもの</p>	
第25号	伊勢崎市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>境消防署の位置の変更に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>境消防署の位置を改めるもの</p>	消防本部 総務課
第26号	伊勢崎市火災予防条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>喫煙等に係る規定の見直しを図ること及び消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令による対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 禁煙、火気厳禁等と表示した標識と併せて設ける図記号について、国際標準化機構が定めた規格等に適合するものとしなければならないこととするもの</p> <p>(2) 喫煙所と表示した標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識を設ける場合は設置しなくてもよいこととするもの</p>	予防課

		<p>(3) 急速充電設備の充電対象を改め、全出力の上限を撤廃するもの</p> <p>(4) 分離型の急速充電設備に係る規定を加えるもの</p> <p>(5) 急速充電設備の手動緊急停止措置について、利用者が速やかに操作することができる箇所に設けなければならないこととするもの</p>	
--	--	--	--